

【第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議】

R2.2.20 PM2:00~

5F 第1委員会室

出席者；金井会長、湯澤・神田副会長

廣澤・水谷・松本・徳竹・丸木・登坂・松山・長又・桃木常任理事

金井会長

本日の本会議を新型コロナウイルス感染症対策本部会議とする。

【現在までの経過】

- ・2月7日に関本部長が来会し、相談窓口と帰国者・接触者外来を設置したとの報告を受けた。
- ・2月11日にチャーター機で帰国した方の中の埼玉県在住者に感染者が発生した。
- ・2月12日に対応について会員あて通知した。

【今後の対応】

- ・現在の感染状況における疑い患者は、引き続き2月12日付けの対応とする。
- ・県当局と新型コロナウイルス感染に状況について緊密な連携を図る。
- ・原則として、本会が開催する会議・委員会等は自粛する。
- ・2月22日開催の医学会総会は中止とする。

長又常任理事；昨日熊谷市において会議を開催し、PCR検査が緩和されると陽性者が増加するため、県に対して防護服等の補助をお願いいただいたとの要望があった。

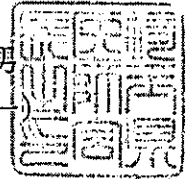
金井会長；県へは要望したい。

資料

埼玉医業 I 第 2413 号
令和 2 年 2 月 12 日

郡市医師会長 殿

埼玉県医師会長 金 井 忠 男
(担当常任理事 丸 木 雄 一)



新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス肺炎 COVID-19） に対応した医療体制について

標記のことについては、2月6日付け埼玉医業 I 第 2374 号にて日本医師会感染症危機管理対策室長からの健 II 242 号（感染症に関する Q&A 1 月 31 日版及び補足資料その 1、医療体制についての Q&A 第 1 版を含む）を通知しておりますが、今般、別紙のとおり県保健医療部長より通知（保政第 1514-2 号）がありました。

厚生労働省事務連絡に基づき、「帰国者・接触者相談センター」と疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置するとのことです。

ここでいう、「帰国者・接触者相談センター」とは、県内の保健所であり、従来の連絡方法と変わりありません。

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上、保健所より紹介される「帰国者・接触者外来」への受診を案内するようお願いします。

なお、今般の通知には、補足資料その 3 Q&A 第 3 版が含まれておりますので（補足資料その 2 Q&A 第 2 版は割愛）ご要望の医療機関あてご提示ください。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担 当：業務 I 課 石田

TEL：048-824-2611

保政第1514-2号
令和2年2月10日

埼玉県医師会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課及び同省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制に整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」と、電話での相談を通じ、疑い例を帰国者・接触者外来へ受診させるよう調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を設置することとなりました。

つきましては、厚生労働省事務連絡及び別添「帰国者・接触者外来 帰国者・接触者相談センターについて」を御参照いただき、当医療体制について御理解いただきますとともに、貴会会員へ周知して下さるようお願いいたします。

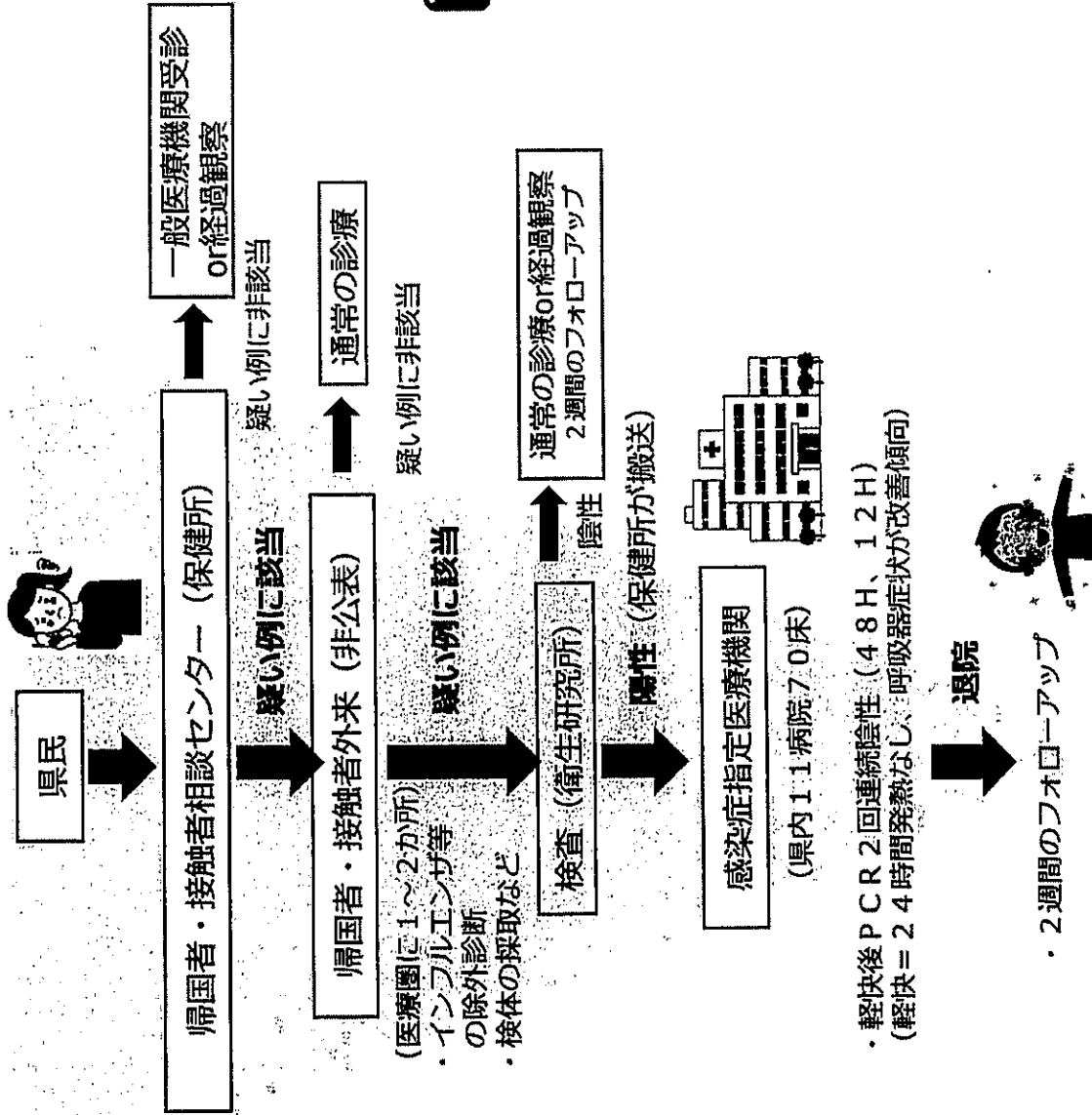
なお、帰国者・接触者外来の医療機関名は非公表となっております。

担 当 保健医療政策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
電 話 048-830-3557
FAX 048-830-4808
メール a3510-25@pref.saitama.lg.jp

「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」について

住民の不安を軽減し、疑い例の患者を診療体制の整った医療機関に確実ににつなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置するとともに、その受診調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を各保健所に設置する。

相談の流れ



疑い例 (①から③のいずれか)

2/3現在

- ①37.5℃以上の発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈するものであって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- ②37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの
- ③37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

役割

＜帰国者・接触者外来＞

- 帰国者・接触者相談センターから紹介を受けた疑い例患者の診察を行う。
- 診察にあたっては、インフルエンザ等の簡易検査による除外診断を行う。
- 結果、可能性が高いと診断された場合は、帰国者・接触者相談センターと相談し検体を採取する。

＜帰国者・接触者相談センター＞

- 疑い例に該当すると思う方から相談を受け、「帰国者・接触者外来」へ受診調整する。
- 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

- ・ 軽快後PCR 2回連続陰性 (48H、12H)
(軽快 = 24時間発熱なし、呼吸器症状が改善傾向)

・ 2週間のフォローアップ